

保険・共済加入の同意書

なりわい再建支援事業への申請にあたり、中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）交付要綱第28条第2項に基づき、実績報告書提出時までには保険・共済に加入すること（小規模企業者にあつては、又はこれに代わる取組を実施すること）に同意します。

小規模企業者で保険・共済に代わる取組を実施する場合、その取組みを記載

[]

(例)いしかわ版事業継続計画（BCP 計画）策定、事業継続力強化計画策定など

令和 年 月 日

住 所

氏 名

抜粋：中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）
交付要綱第28条第2項

復興グループの構成員が、補助事業完了後遅滞なく、次に定める付保割合を満たす保険又は共済であつて、補助金の補助対象である被災施設等を対象として、自然災害（風水害含む）による損害を補償するものへの加入義務を負うことについて同意すること。ただし、小規模企業者にあつては、この限りではないが、令和六年能登半島地震で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に変わる取組を実施すること。

- ア 中小企業者にあつては、30%以上。
- イ 中小企業者以外の事業者にあつては、40%以上。